

## 掛川市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、同事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に掛川市長に異議申立てをすることができ

る。また、同法第96条の2第7項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、市を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成24年8月14日

掛川市長 松井三郎

事業名 地区	縦覧場所	縦覧期間
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 逆川地区	掛川市役所	平成24年8月14日から 平成24年9月10日まで